

令和5年監公表第4号

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定に基づき、大府市監査基準に基づいて、監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和5年8月21日

大府市監査委員 外 園 茂

大府市監査委員 丸 山 修

1 監査の種類

財務監査及び行政監査

2 監査の対象

健康未来部（桃山保育園、追分保育園、荒池保育園、北山児童老人福祉センター、共長児童センター）

3 監査の着眼点（評価項目）

事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めているか。

4 監査の実施内容

実施期日 令和5年6月29日及び令和5年6月30日

実施範囲 令和4年4月1日から令和5年3月31日までに執行した事務

実施項目 事務の執行

5 監査の結果

上述のとおり監査した限りにおいて、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められる。

6 是正又は改善が必要であると認める事項

なし